

仕 様 書

- 1 件 名 平成 28 年度伝統工芸品普及促進プロジェクト海外展示会出展「MAISON & OBJET 2016・9 月展」および海外商談会に係る海外出張に伴う航空券等の手配業務の委託について
- 2 委託内容 航空券等の手配
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から平成 28 年 9 月 30 日まで
- 4 出張経路及び人数 ア 東京⇒パリ⇒ロンドン⇒東京：2 名
イ 東京⇒パリ⇒東京：2 名
- 5 出張行程 別紙スケジュールのとおり
- 6 展示・商談会場 パリ《メゾン・エ・オブジェ》
Parc des expositions de Paris Nord Villepinte
パーク・デゼクスポジション・ドウ・パリ・ノード・ヴィルパント
ロンドン《商談会場は後日決定》
ロンドン・セントパンクラス駅から公共交通機関移動でおおむね 30 分以内

7 見積算出方法

別紙スケジュールに基づき、下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること。

1	航空券 *1	ア：2 名分（東京⇒パリ、ロンドン⇒東京） （パリ・ロンドン間はユーロスターで移動する。）
		イ：2 名分（東京⇄パリ往復）
2	宿泊先 *2	ア：2 名分×8 泊分（パリ）、2 名分×2 泊分（ロンドン）
		イ：2 名分×7 泊分（パリ）
3	ユーロスター切符 *3	ア：2 名分のユーロスター（パリ北駅発ロンドン・セントパンクラス駅行き）の切符
4	送迎車 *4	ア： ① 8/30 到着便に合わせパリ空港に出迎え、宿泊先へ送る ② 8/31～9/6 宿泊先とパリ展示会場の往復送迎 ③ 9/7 ユーロスターの出発時間に合わせ、パリ北駅へ送る
		イ： ① 8/31 到着便に合わせパリ空港に出迎え、宿泊先へ送る

		② 9/1～9/6 ホテルと展示会場の往復送迎 ③ 9/7 出発便に合わせ、宿泊先からパリ空港へ送る
5	ロンドン市内交通 の1日乗車券	ア：9/7～9/9 に使用可能な乗車券2名分
6	携帯電話	1台
7	WiFi 機器	4台

- *1 航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。
換算レートは出国時を想定し算出する。
- *2 パリのホテルは展示会場の最寄駅から車移動でおおむね30分以内（安全治安を考慮しパリについては19区エリア以外で設定）とし、地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。
ロンドンのホテルはロンドン・セントパンクラス駅から公共交通機関移動でおおむね30分以内、かつ、最寄駅から徒歩でおおむね5分以内及び治安のよい安全な環境を考慮すること。
- *3 9/7の夕方にパリを出発する便を予約すること。車両クラスは2等とすること。
- *4 送迎のためのワゴン車を手配すること。なお、ドライバーへのチップも考慮に入れて見積もること。

8 支払方法 期間終了後、契約相手方の請求により30日以内に指定口座へ振り込む。

9 その他

- (1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 東京(羽田)から8/30、8/31に東京を出発する便は午前発便を、9/7にパリを出発する便、および9/9にロンドンを出発する便については夜発便とすること。
- (3) 往復の航空券の座席クラスはエコノミーとすること。
- (4) 宿泊場所の要件は下記の通りとする。
 - ① パリのホテルは19区以外とし「Mercure Paris Opera Grands Bou」同等クラス以上の地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。
 - ② パリのホテルについては日本円上限19,300円以内であること。
 - ③ ロンドンのホテルは「ibis London Earls Court」同等クラス以上の地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること
 - ④ ロンドンのホテルについては日本円上限19,300円以内であること。
 - ⑤ 両滞在地でのビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。
 - ⑥ 1名1部屋朝食付き、Wi-Fi環境があること。
- (5) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上、その指示に従うこと。

10 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）

のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

A 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

B 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。
なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

- 12 担 当 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部城東支社
 伝統工芸品普及促進事業プロジェクト 國松、山田
 TEL 03(5680)4631

メゾン・エ・オブジェ～ロンドンのスケジュール

日	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	航空券
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
イベント				メゾン・エ・オブジェ会期									
作業内容	荷受	ブース 引き渡し	装飾・陳列	展示会対応				解体撤去	日中:撤去確認 夜:ロンドンへ移動	商談会場 内容の確認			
A	出国・着										出国	帰国	パリin ロンドンout
B	出国・着										出国	帰国	パリin ロンドンout
C		出国・着							出国	帰国			パリin パリout
D		出国・着							出国	帰国			パリin パリout
宿泊地	パリ	パリ	パリ	パリ	パリ	パリ	パリ	パリ	ロンドン	ロンドン			
宿泊者数	2名	4名	4名	4名	4名	4名	4名	4名	2名	2名			

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。